

第Ⅲ節 明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関する事例集案

1. 新規事項の判断に関する事例

新規事項の判断に関する事例 1

類型：上位概念化・下位概念化

出願当初の明細書等 (発明の名称) 移動体通信システム	補正後の明細書等 (発明の名称)
(特許請求の範囲) 携帯端末機と、この携帯端末機と通信する基地局とを備え、前記携帯端末機的位置座標及びユーザ情報を、前記携帯端末機を識別する識別番号とともに、複数の専用物理チャネルのうち空いている専用物理チャネルを使用して通信する移動体通信システムにおいて、移動体通信システム。	(特許請求の範囲)前記携帯端末機的位置座標 <u>[削除]</u> を、前記携帯端末機を識別する識別番号とともに、複数の専用物理チャネルのうち空いている専用物理チャネルを使用して通信する移動体通信システムにおいて、。
(発明の詳細な説明の抜粋) 【背景技術】。現在、国際標準化委員会〇〇では、基地局セル内に存在する各携帯端末機的位置情報に応じた情報提供方法として以下のようなものが提案されている。 まず、携帯端末機で位置を測定し、この位置情報とユーザ情報を、個別の携帯端末機を識別する識別番号とともに所定の専用物理チャネルを用いて携帯端末機から基地局へ送信する。.....。	(発明の詳細な説明の抜粋) 【背景技術】 【発明が解決しようとする課題】 (図面)

【発明が解決しようとする課題】

しかし、上述のような移動体通信システムでは、一旦、携帯端末機が特定の物理チャネルを選択すると、その通信状態が悪化した場合には、回復するまで通信できないという問題があった。

この発明は、個別の専用物理チャネルの通信状態に関わらず、位置情報を取得することのできる移動体通信システムに関するものであり、所定のプロトコルで「再割り当て指示信号」を送信し、チャネルの切替をすることにより、上述の問題を